

# 『播磨国風土記』 託賀郡都太岐条の形成

—— 神話における「雇」字の検討を通じて ——

川 副 由理子

一 はじめに

『播磨国風土記』 託賀郡都麻里都太岐条には、讚伎日子神と氷上刀売と建石命の三者が関わる地名起源譚がある。讚伎日子神の求婚を氷上刀売が拒否したものの、それでもなお強いて求婚したため氷上刀売が怒り、建石命を「雇」って闘い、その結果讚伎日子神が負けて去るときに発した言葉から「都太岐」の地名が起こった、という内容である。

○ 『播磨国風土記』 都麻里都太岐条

云都太岐者、昔、讚伎日子神、詭氷上刀売。爾時、氷上刀売、答曰「否」、日子神、猶強而詭之。於是、氷上刀売、怒云、「何故強吾」。即、雇建石命、以兵相闘。於是、讚伎日子、負而還去、云、「我甚怯哉」。故、曰都太岐。

登場する三者について確認しよう。まず、讚伎日子神は「讚岐の男性神の意」<sup>(1)</sup>である。次に、氷上刀売は「丹波国の氷上郡に氷上郷あれば其の地方の国神」<sup>(2)</sup>もしくは「隣国丹波の氷上郡の女性

首長」<sup>(3)</sup>と理解してよい。建石命は神と明記されていないが、「建石命は建石敷命の略か。神前郡の条に伊和大神の御子と有」<sup>(4)</sup>、「神前郡首に伊和大神の子、建石敷命とあるのと同神であるう」<sup>(5)</sup>、「神前郡総説に、伊和の大神の子建石敷命が見える。同神か」<sup>(6)</sup>等、神前郡に登場する建石敷命と同神とする注釈書が多く、筆者もこれに賛同する。小野田光雄の三郡区分説では託賀郡と神前郡は同グループになっている点からも、両者が同一の存在である可能性が高い。

この記事の建石命と氷上刀売の関係については、飯泉健司が「同郡法太里条には、讚伎日子を拒否した氷上刀売が建石命を雇って闘う伝承を載せる（二神によるツマ争いではない）。本来、男女二神の闘いであるはずなのに、雇われるという形で、無関係の建石命が闘いに参入する」と指摘するように、雇う側・雇われる側という雇用関係として記されている。つまり、いわゆる『万葉集』の三山歌等のような求婚・闘争譚の恋愛関係とは異なっているのである。また、神話の中で雇用関係が記される例は他の主

だった上代文献には見られない。「雇」字は五風土記中当該条のみであり、『播磨国風土記』においても、神話中で誰かが他者を雇って使役するという例は当該条以外にはない。その点に特殊性が見られる。

本稿では、当該記事にこのような雇用関係が記されている理由を分析し、当該条が『播磨国風土記』の中でどのように編述されていたのかを考察していきたい。

## 二 雇用と神話の関係について

まず、「雇」字の字義や用例について確認しておこう。漢籍では、『後漢書』虞伝蓋臧列伝に「以二人僦直雇借備者」(運賃を転用して労働者を雇用した)の意、『魏書』食貨志に「雇車牛送都」(車牛を雇って都に送る)とそれぞれ記されている。『大漢和辞典』では「雇」を「やとふ。賈(※中略)に通ず」と説明している。<sup>10)</sup>

次に訓としては、『日本書紀』孝德天皇大化二年三月甲申条「送参河尾張兩國之人雇令養飼」の「雇」に兼右本で「ヤト」と付訓されている。また、『日本書紀』中卷二十七縁の国会図書館本訓注に「雇 ヤトヒテ」とある。さらに『類聚名義抄』も「雇」の訓として「ヤトフ」をあげる。これらのことを踏まえると、植垣節也が当該条の「雇」について「奈良時代の確例はないが、ヤトフと訓む」としているのに従うべきであろう。

さて、和語「やとふ」の意味を確認すると、『時代別国語大辞典 上代編』は「やとう。頼んで使う。賃を出して、一時、人を

使う<sup>15)</sup>」と説明し、『角川古語大辞典』は「報酬を与えて人を使う<sup>16)</sup>」としている。これは、現代の「賃金や料金を払って、ある期間人や乗り物などを使う<sup>17)</sup>」と同じと考えられ、当該条も同様の意で用いられていると思われる。

『播磨国風土記』を含めた五風土記内での「雇」字の用例は、先述の通り当該条の都麻里都太岐条のみである。『播磨国風土記』には当該条の他にも複数の闘争(「闘」「争」等の文字表現はないが複数の者が国占め争いをしているものも含む)記事が十九例存在する<sup>18)</sup>。そのうち直接闘争をしている者たち以外の第三者が存在しているのは以下の通りである。

○揖保郡上岡里条

：闘争者は「大倭国畝火・香山・耳梨三山」、第三者は「出雲国阿菩大神」

○当該条

：闘争者は「讚伎日子神」と「冰上刀売」、第三者は「建石命」

○賀毛郡起勢里泉江・黒川条

：闘争者は「播磨国之田村君」たち、第三者は「天皇」  
まず揖保郡上岡里条は、大倭国の畝火山・香山・耳梨山の三山が相闘し、出雲国阿菩大神がそれを諫め止めようとして上り来たが、闘いが止んだと聞き、乗っていた船を覆して上岡(神阜)に鎮座したという記事である。次に、当該条は前述の通りの内容である。最終的に第三者の建石命も雇われて闘争に参加していることになるので扱いがやや複雑ではあるが、最初は冰上刀売と讚伎日子神

の間の対立から闘争が行われているため、建石命を第三者と位置付けるのが適当である。また、賀毛郡起勢里泉江・黒川条は、播磨国の田の村君が相闘した時に、天皇が村君たちを村に追いあつめて悉く皆切り殺したという記事である。当該条を除くと、第三者を雇う等の行為を伴って闘いに呼び込むという表現は見られない。

他の上代文献についてだが、『古事記』・『万葉集』には「雇」の用例がなく、『日本書紀』には左の孝徳天皇条に二例が見られる。

○『日本書紀』の「雇」全用例（二例。「雇」に囲み線を付した）

・卷二十 孝徳天皇大化二年（六四六）三月甲申条

復、有百姓、臨向京日、恐所乘馬、疲瘦不行、以布二尋・麻二束、送參河・尾張、兩國之人、雇令養飼。乃入于京。於還郷日、送鍬一口。而參河人等、不能養飼、翻令瘦死。若是細馬、即生貪愛、工作謾語、言被偷失。若是牝馬、孕於己家、便使祓除、遂奪其馬。飛聞若是。故今、立制。凡養馬於路傍國者、將被雇人、審告村首（首長也）、方授訓物。其還郷日、不須更報。如致疲損、不令得物。縱違斯詔、將科重罪。

この引用箇所は三月二十二日の詔の第二部第十二段にあたる。

概要は、京に向かう百姓が參河・尾張兩國の人を雇って馬を預けて飼わせたものの、百姓が故郷に帰る際に馬を返さない等の問題があったため、今新たに制を立てたというものである。「雇」の字はこの条の二箇所で見られている。一箇所目では、雇う側に立つのは都に向かう百姓、雇われる側に立つのは上京する百姓か

ら馬を預かる參河・尾張國の人である。百姓は馬を預かる対価として、布二尋、麻二束、さらに鍬一口を參河・尾張國の人に送っている。二箇所目では、具体的に雇う側や雇われる側について言及してはいないが、あらかじめ村首に申告して馬を預かる者に報酬を与えるよう記している。

また、『続日本紀』では、次の三箇所で見られている。

○『続日本紀』の「雇」全用例（三例。「雇」に囲み線を付した）

含む語に網かけをした

・卷十 聖武天皇神龜四年（七二七）二月壬子条

造難波宮雇民、免課役并房雜徭。

・卷二十 孝謙天皇天平宝字元年（七五七）八月庚辰条

詔曰、「今宣（久）、奈良麻呂（我）兵起（尔）被雇（多利志）秦等（乎婆）遠流賜（都）。今遣秦等者、惡心無而清明心（乎）持而仕奉（止）宣。」

・卷三十八 桓武天皇延暦四年（七八五）七月癸丑条

又勅、「造宮之務、事弗獲已。所役之夫、宜給其功。於是、和雇諸國百姓卅一万四千人。」

まず卷十の例は、難波宮の造宮に従事する雇民の課役や雑徭を免じる記事である。この記事では、雇う側にいるのは朝廷、雇われる側にいるのは雇民である。雇民には難波宮造宮に従事する対価として賃金や食料が支給される。

次に、卷二十の例は、橘奈良麻呂の乱で奈良麻呂に雇われて戦った秦等は遠流に処し、今残る乱に与しなかつた秦等は悪心なく清明心をもって仕え奉るようにと述べた宣命第二十一詔であ

る。この記事においては、雇う側は橘奈良麻呂、雇われる側は秦氏等になる。

さらに卷三十八の例は、長岡宮造宮の役夫三十一万余人を和雇し功(賃)を給付することを命じる趣旨の勅である。ここに記された「和雇」とは、「強雇・雇役に対する「和雇」で、当時当郷の備質(功)を給する契約的な雇備をさす」とされる<sup>(19)</sup>。この記事においては、雇う側は朝廷、雇われる側は百姓である。百姓は長岡宮造宮の対価を与えられている。

また律令中にも「雇」字は見られる(律に計二十四字、令に計六字)。律本文に九字、律逸文に十五字、令本文に六字である。『日本書紀』の二字、『続日本紀』の三字と比較するとどちらも多い。それは、人を雇うと必然的に財貨のやりとりが生じるため、誰に何をどう与えるか、あるいは雇われて罪を犯した人間にどのような処罰を与えるか(主犯より罪が軽くなる場合が多い)等について、明確に規定しておく必要があるためだと考えられる。

氷上刀売が建石命に対してどのような利益を与えたかについては不明であるが、以上の漢籍の用例、辞書類の記述、上代文献の用例等を見ると、当該条の「雇」は、雇う側が雇われる側に何らかの利益を与えて使役する意味と考えて良いと思われる。

雇用というのは、ただ単に上位の者が下位の者を使役するという有り方ではない。『播磨国風土記』賀古郡朕君濟条の記事を参考に見てみよう。大帯日子命(景行天皇)が紀伊国の人である度子の小玉に渡りの対価(道行の儲である弟纒)を与え、小玉はそれを賃として得て景行天皇を舟に乗せて渡したという内容である。

「雇」字自体は用いられていないが、景行天皇が度子に賃を払って度子を使役していることから、度子が景行天皇に雇われていると見て良い状況である。度子は最初、河を渡りたいという天皇の要請に対し、「我為<sup>20</sup>天皇贖人<sup>20</sup>否」(わたしは天皇に奉仕する者ではないのだ)と言って従わなかった。度子は景行天皇に対して無条件で従順な態度を取るわけではなく、最終的に賃が払われたことで天皇を舟に乗せたのである。

改めて言うが、雇用関係というのは、このように誰かを使用する際に何らかの利益を対価として差し出すという関係である。当該条の場合、雇われる側にいる建石命は、氷上刀売に無償ではなく有償で使役されているのである。

単純な命令による使役と、雇用による使役の違いは、一体どのような要因から生じるのだろうか。ポイントになるのは、先程触れた、賀古郡朕君濟条における度子の「我為<sup>20</sup>天皇贖人<sup>20</sup>否」という発言である。度子は天皇の贖人ではない、つまり天皇の直接的な支配体系に組み込まれていない人間であるため、単純に命令されただけでは使役されることに納得せず、対価を与えられてはじめて働いたと考えられる。元々王権の支配体系に組み込まれていない人物であれば命令にそのまま従うのが自然だが、そうでなかったために、対価を与えられてはじめて舟を渡したのと考えられるのである。

また、先述の『続日本紀』卷二十の橘奈良麻呂と秦忌寸の関係性も重要なヒントになる。橘奈良麻呂の乱の際、橘奈良麻呂は秦忌寸を「雇」って戦った。秦氏は本来的には橘奈良麻呂及び橘氏

の支配下に置かれる存在ではなく、あくまで朝廷の支配を受ける存在である。秦氏等は「奈良時代においても独自の私的兵力を保持していたらしく、時に応じて有力貴族に雇われて闘うことがあつたものと考えられる。表現レベルで見るとすれば、奈良麻呂と秦忌寸に直接的な支配関係はなく、あくまで一時的に利益を与えて使役するという間柄だったものと考えられる。

それから、『続日本紀』卷十の例は、先述の通り難波宮の造営に従事する雇民の課役や雑徭を免じる記事である。同じく宮の造営事業に従事する者の課役を免除する記事の一例として、『日本書紀』持統天皇六年に次のような記事がある。

○『日本書紀』持統六年三月二十九日条

甲午、詔免<sup>1</sup>近江・美濃・尾張・参河・遠江等国供奉騎士戸、及諸国荷丁・造<sup>2</sup>行宮<sup>3</sup>丁今年調役。

ここでの免除対象者は「丁」（役夫）である。行宮造営の役夫が「今年調役」を免除されている記述だが、そこには「丁を雇っている」という認識は見られない。大和王権の支配体制に組み込まれていることが当然視されている（「今年」の調役という表現から）。「丁」を、「行宮造営に使役している」という形となっている。

また、『日本書紀』には宮造営に関わる記事が複数見られるが（たとえば、藤原京については、持統天皇四年、六年五月、七年八月、八年十二月に記述がある）、事業に関わった者に対価が払われたかどうかについては明記されていない。

大化前代より、中央での大規模な造営事業にはそのたびに朝廷が地方の国造に命じて動員した民を無償で使役したが、律令制下

では、国司らを通じて徴発した民に庸（歳役で徴発したもの）を賃金・食料として支給する制度を採つたものが雇役とされたとい<sup>22</sup>う。前述の例等から、律令制以前と以後では雇用に關する意識の違いが見えるように思われるが、そういった点が関係していると考えられる。

これを踏まえ、託賀郡都太岐条の状況に即して考えてみよう。冰上刀売が丹波国の女性首長あるいは女神とされるのに対し、建石命は播磨国の神とされる。このことから、建石命は冰上刀売の支配下に置かれておらず、また同じ地域に属する存在でもないと考えられる。そのため、単純に命令を受けて使役されるのではなく、このように雇われて使役されるような関係として描写されていると考えられるのである。

### 三 神話における雇用関係について

ここで、『日本書紀』・『続日本紀』中の「雇」の字が、神話や説話のような文学的要素のある文章ではなく、制や詔や勅といった実務的要素の強い文章で見られる理由について、また、律令の中に「雇」字が多く見られる理由について考えたい。その上で、当該条がどのような経緯で成立したか、どのような人物が編述をしたかについて考察を進めていきたい。

誰かを無償ではなく有償で使役する場合、律令のような国家的なものに限らないが、実務的な制度や決まりごとが必要になる。誰にいくら支払ってどのくらいの期間使用するかという決まりごとがなければ、無作為・恣意的に経済的利益を与えるあるいは与

えないということになり、雇用関係が成り立たなくなるとも、先に掲げた『日本書紀』の用例で制を立てる必要が出てきたのも、雇用関係にまつわる問題に対処するためと考えてよいだろう。外部の価値観や他文化性を持つ存在（地縁的な支配関係等がない存在）を従えようとする際、何がしかの対価や強制力が必要になってくる。そのときに武力による支配関係ではなく経済的な対価をもとにした雇用関係を記しているのが当該条であり、そこには編述者の実務的な見方が存在するように思われるのである。

このような雇用関係が、当該条の神話の中で描写されているのはなぜか。誰かを雇うあるいは誰かに雇われるということ自体は、現代と同じく、当時の日常生活においても身近なことだっただろう（木簡に多くの雇用の記録があることからもそれがうかがえる）。しかし、雇用関係を神話の中に持ち出すとなると話が変わってくる。先述の通り、『播磨国風土記』を含めた主な上代文学中の神話には、当該条の他に雇用関係を記したものが見当たらないからである（木簡等の実務的文章の中には散見される）。

そもそも、なぜ神話には雇用関係が一般的に見られないのだろうか。当該条の時代設定は「昔」となっているが、神話を遙か昔の出来事とする場合、利益の授受という経済活動が存在すること自体を想定しにくかったのかもしれない。あるいは、単純に神が登場する話には雇用関係を記すこと自体に何か違和感があったのかもしれない。

筆者は、その理由として、以下のような事情があるものと考えている。神が祭祀・鎮静・討伐等の行為の対象になる場合、祭祀・

鎮静・討伐を行う主体は、その土地を開いた人物やその土地に住していく人物、朝廷から派遣された人物、占いによって選定された人物が多いようである。たとえば、『播磨国風土記』揖保郡枚方里佐比岡条の漢人のようにその土地を開いた人物（佐比岡の交通妨害神を祭祀して鎮静させた）、『肥前国風土記』基肄郡姫社郷条の珂是古のように占いによって選ばれた人物（荒ぶる神を祭祀して鎮静させた）、『播磨国風土記』揖保郡意此川条の額田部連久等々（荒ぶる神を祭祀して鎮静した）や『古事記』景行天皇条の倭建命（荒ぶる山河濟の神を殺害あるいは言向して鎮静した）のように朝廷から選ばれて派遣された人物、という具合である。また、神と誰かの闘争が行われる場合、相手は直接利害関係のある神だといえることが多い。たとえば、『播磨国風土記』揖保郡美奈志川の石龍比古命と妹石龍比売命は川の水をそれぞれ別の村に流そうと争っているし、『播磨国風土記』宍粟郡奪谷条では葦原志拳乎命と天日槍命が谷を奪い合っている。

つまり、討伐を含めた神の鎮静に関わる存在というのは、土地と深い関わりのある人物であったり、占いで選ばれた人物であったり、朝廷から派遣された人物であったり、直接利害関係のある神であったりと、神に関わる必然的な理由がある場合が多いと考えられるのである。神の討伐が行われるにあたって、雇われた（つまり対価を受け取って一時的に使役される）だけの存在が神に関わるのは、想定しにくいものと考えられる。神を何らかの形で鎮静させようとする人物・神が、別の誰かから一時的に雇われて関わるという有り方が、神話的には考えにくいのであろう。

#### 四 編述者の視点について

このように、神話で記されにくい雇用関係が当該条の神話で記されているのは、実務的なものの考え方や他文化圏との交渉が身近になってきた律令時代的な考え方のもと、編述が行われたからだ、と筆者は考えている。律令時代というのは、一つの神を信仰していた文化圏が、律令制によって令国制の形に分断されていく時代である。本来的に雇用関係を記すことがほとんどない神話に對し、実務的な取り決めや制度、他国・他文化圏との交渉が反映させられたために、このような形で神話が成立したと考えられる。

一例を挙げよう。『古事記』景行天皇条において、倭建命は走水の海を渡る際、后弟橘比売命を渡の神に捧げることで海を渡ることができた。これは、先に触れた『播磨国風土記』朕君済条で景行天皇が「賃」を度子に払うことで渡りを可能にした点と比較すると、対価を払って移動を可能にする点は共通しているものの、大きな相違点がある。それは、対価を払う対象が神か人（度子）かの違いや、払われる対価の軽重の違いという点である。通行の可能性不可能を決定する存在が神か人かという点で、神への供物弟橘比売命と、度子への賃弟縵とでは、前者の方が古い形の対価の払われ方であり、後者が新しい形のそれであることは明らかである。『播磨国風土記』は、そのような新しい価値観のもとに編述される傾向があり、それが神の登場する神話においても適用されているものと筆者は考えている。

他の土地や文化圏に属する存在（つまり地縁的・文化的な支配関係

を持たない存在）が、ある別の土地の他者を従えようとするとき、そこには命令に従わせるための「何か」が必要になってくる。その「何か」が、当該条の場合は武力や占いや地縁的な支配関係ではなく、経済的対価であり、そのようなものの考え方が当該条の編述に反映されたと考ええる。

さらに詳しく考えるため、当該条と関連記事について検討しよう。『播磨国風土記』には、讚伎日子神と建石命が登場する記事が他の条（託賀郡法太里条、託賀郡法太里甕坂条）にも存在する。三者が直接登場しないものの、関連性がうかがえる記事もある。

○『播磨国風土記』に見える讚伎日子神・冰上刀壳・建石命の一連の説話と関連記事

1…託賀郡都麻里条

都麻里（都多支・比也山・比也野・鈴堀山・伊夜丘・阿富山・

高瀬・目前・和爾布多岐・阿多加野）土下上。所<sub>三</sub>以<sub>号</sub>都麻

者、播磨刀壳、与<sub>二</sub>丹波刀壳、堺<sub>一</sub>国之時、播磨刀壳、到<sub>二</sub>於

此村、汲<sub>二</sub>井水而、澆之、<sub>一</sub>云<sub>三</sub>此水有味<sub>一</sub>。故、曰<sub>二</sub>都麻<sub>一</sub>。

2…託賀郡都麻里都太岐条（当該条・再掲）

云<sub>二</sub>都太岐<sub>一</sub>者、昔、讚伎日子神、詭<sub>二</sub>冰上刀壳<sub>一</sub>。爾時、冰上

刀壳、答曰<sub>二</sub>「否」、日子神、猶強而詭之。於是、冰上刀壳、

怒云、「何故強<sub>二</sub>吾<sub>一</sub>。即、<sub>三</sub>建石命<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>兵相闘<sub>一</sub>。於是、讚

伎日子、負而還去、云、「我甚怯哉」。故、曰<sub>二</sub>都太岐<sub>一</sub>。

3…託賀郡法太里条

法太里（甕坂・花波山）土下上。所<sub>三</sub>以<sub>号</sub>法太者、讚伎日

子与<sub>二</sub>建石命<sub>一</sub>相闘之時、讚伎日子、負而逃去、以<sub>二</sub>手匍去<sub>一</sub>。故、

曰「匍田」。

4…託賀郡法太里甕坂条

甕坂者、讚伎日子、逃去之時、建石命、逐此坂、云、「自今以後、更、不得入此界。」即、御冠置此坂。「一家云、昔、丹波与播磨、堺、国之時、大甕堀埋於此上、以為国境。故、曰「甕坂」。

1の託賀郡都麻里条には、讚伎日子神・冰上刀壳・建石命の三者は登場しない。丹波刀壳と播磨刀壳という丹波国と播磨国それぞれの土地の女神もしくは女性首長が国境争いをし、播磨刀壳が村に到って井戸の水を汲んで飲食し、「此の水はうまい」と云ったことから「都麻」の名がついた、という地名起源譚になっている。「播磨国風土記」において「丹波」という国名・地名の記述が存在するのはこの条と4の託賀郡法太里甕坂条のみであり、かつ、丹波刀壳と播磨刀壳という国の名を冠する存在、すなわち国を代表する存在が国境争いをしているという話の展開に類似点が見られることから、4との関連性がうかがわれる。

2の託賀郡都麻里都太岐条（当該条）は、先述の通りの地名起源譚である。

3の託賀郡法太里条は、讚伎日子と建石命が相闘し、讚伎日子が負けて逃げる際、手で匍うようにして去ったことから「匍田」の名がついた、という地名起源譚になっている。

4の託賀郡法太里甕坂条には、讚伎日子が逃げる時に建石命が坂まで逐ってきて、今後二度とこの境界から内に入ることはできまいと云い、冠を坂に置いたという話が記載されている。加え

て、この条には「一家云」から始まる異伝も記されている。その異伝は、昔、丹波と播磨が国境を定めた際、大甕を此の上に埋めたことから「甕坂」の名がついた、という地名起源譚である。

2と3の間に複数の地名起源譚が挟まっているが、2で建石命に敗走した讚伎日子神がさらに3・4で逃亡を続けていく様子が記されており、この求婚・闘争説話が複数の地名にわたって一連の説話として記されていることをうかがわせる。3の「讚伎日子与建石命相闘之時」という時代設定が2の「相闘」という表記を承けてのもの、4の「讚伎日子、逃去之時」という時代設定が3の「逃去」という表記を承けてのものと見られることも、その証左になるであろう。

当該条と関連記事を検討してみると、国境やそれぞれの土地を代表するような存在の関わる記述が複数見られることがわかる。播磨国託賀郡は隣国の丹波国氷上郡と接する土地であることから、国境に関わる話が記載されやすいものと考えられる。4の異伝について秋本吉郎は、「丹波国が西南に延びて、託賀郡が丹波国内であったことになるが、国郡制実施以前の土着氏族（国造）の勢力による領域、その境界をいうものである」と述べている<sup>24</sup>。両者が元々丹波国に属する存在だとすると、先程氷上刀壳と建石命の他者性・他文化性についてやや疑問が生じることになる。しかし、氷上刀壳はその名の通り丹波国氷上郡（あるいは氷上郷）の支配者であることと、建石命は託賀郡法太里甕坂で讚伎日子神を境界から追放する立場にあり託賀郡の支配者に近い存在だと思われることを考えると、それぞれ同じ国でも別の郡に属する存在だ

ということ、疑問を解消できるだろう。加えて、現在の両者があくまで別の国に属する存在であることを考えると、最終的な編述が行われた段階で他者性が意識され、雇用関係として記された可能性も考えられる。それはさておき、このように複数の国や土地を代表する存在が国境を巡って争う記事が集中していることについて、国単位・郡単位で土地を見る、俯瞰的な視野を持った編述者を想定できると考えられる。

また松本直樹は、風土記の神の巡行伝承について、「越境する神々の伝承は、程度の差こそあれ、より広い地域を俯瞰する視線を持った時に初めて成り立ち得る。その土地を神の最終帰着点とせず、時に負の地名起源までを含んで、郷から郷へ、そして郡境・国境を越えて展開する巡行説話が、土地の内部の視線から創られるようには思えない」と述べている。当該条は、国境を巡って争う中で、讚伎日子神と建石命たちが国境を越え、複数の土地を移動している。最初に登場する土地は神の最終帰着点とされず、複数の地名起源譚が連なって展開していく。この点で、当該条は神の巡行伝承と共通しており、やはり俯瞰的な視野を持った編述者の存在が考えられるのである。

都太岐条そのものの内容についても、編述者の俯瞰的な視野がうかがえる。植垣節は、「ところで、(※讚伎日子神が)還り去ったのはどこへか。讚伎日子の名からすれば讚伎の国へ還ったとみえる。氷上刀亮は丹波の人だらう。すると、執拗な求婚に困り果ててゐたのは丹波水上郡においてであって、神前郡の建石命の助力を求めたとすると、この闘ひの舞台は水上郡となる。丹波水上

郡と播磨託賀郡とは北と南の隣郡である。勝負がついて讚伎日子が帰国する。するとこの自嘲の言葉を発した場所はどこになるか。讚伎へ還つてからではツタキの地名説話にならないから、還り道でここを通りかかつて、思はず呟いたといふことであらう」と述べている。飯泉健司は『播磨国風土記』の神阜にまつわる三山相闘記事について、「この地が一番良いから(すばらしいから)この地に鎮まる、というのではない。大和や出雲に比べて神阜が素晴らしい、という語り口でもない。闘いが終了したためにやむなく神は鎮座したのである。大和と出雲との中間地点として神阜を捉えるに過ぎず、神阜を絶対視しない。むしろ、大和・出雲の中間地点として神阜を相対化する」と述べている。この、『播磨国風土記』に登場する播磨国の土地が、国外の二箇所の土地の中間地点として相対化されるということが、当該条の託賀郡都麻里都太岐でも起きているのではないだろうか。植垣の記す通り、当該条の託賀郡都麻里都太岐は、讚伎日子神が丹波国水上郡から讚伎国へ「還去」する間の還り道に過ぎない。これは飯泉の言う中間地点として相対化された状態だと言えるだろう。都太岐のこの相対化された有り方は、土地をすばらしいものとして讚美し名をつけるという、在地の人物による本来の地名起源譚の有り方とは異なっているのである。

和銅六年の官命に依じて作成された五風土記の記事には、恐らく様々な視点から作られた伝承があると考えられるが、その最終的な編述者は、出雲の特殊事情を除けば、国司であるのが当然であろう。『播磨国風土記』賀古郡鴨波里舟引原条に「又、事与上

解「同」とあるように、これらは官命に応じて官人が作成した解文として成立している。当国風土記の当該条の作成に関して、何らかの形で国司の関与があつたと考えられる。俯瞰的な視点も、国単位・郡単位で土地を見る国司層の視野の現れとして見て良いだろう。しかし、『播磨国風土記』について小野田光雄が「古代播磨の勢力事情が、当国風土記の編述に関係があつて、それが三群分類の原因になつていると見るのが私の見解である」と三群区分説を提唱したように、国造が編述に関わっている可能性もある。託賀郡に登場する建石命と同一神とみられる建石敷命が神前郡に登場する点も、三群区分説に適用。

飯泉は、風土記伝承の視点について、「伝承における視点には三種あつたと考えている。一は事件・事象を忠実に伝達しようとする内部的視点。二は事件・事象を捉え返し、再解釈を施す視点。そして三は外部から批評する視点。(※中略)内と外とが対立するとき、当然ながら中間の立場が存在するはずである。内を守りつつも、外とも交渉を持つ。地方社会においては、国司と在地民との間の国造、天皇と国造との間の国司がその立場にある。このような中間に位置する者は、内部意識を残しながらも外部世界との接点を見出す。内部的事象を外部へ、逆に外部世界を内部へもたらすためには事象・事物の捉え返し(再解釈・翻案)が要求される」と述べている。おそらく当該条に関しても、何か下地になる在地の伝承が存在し、中間に位置する国司が最終的に『播磨国風土記』を取りまとめる段階で、再解釈・翻案が行われ、このような形の記事になつたものと考えられる。

鬮争記事に第三者が関わる例が少ないことを考えると、元々の都太岐条の記事(そもそも元から「都太岐」という播磨国の土地の記事であつたかどうか不明だが)は、讃伎日子神による氷上刀売への求婚と二者の鬮争という、あくまでその二者のみのものだった可能性がある。求婚と鬮争の舞台自体は氷上の地であろうことを考えると、讃伎日子神が逃げ去る途中に播磨国の都太岐で言葉を発した点以外では、この記事は播磨国と関わりを持たない。『播磨国風土記』に収められる以上、記事は何らかの形で播磨国と強く関わることを望ましい。その関わりづくりのために導入されたのが、氷上刀売と建石命の雇用関係だつたのではないだろうか。

そうすると、なぜ播磨国に無関係の記事をあえて収録したかという疑問が生じるが、確実なことはわからない。ただ、託賀郡がかつて丹波国に所属していた可能性を示唆した先述の秋本論を踏まえると、国造を含めた託賀郡在地の人々の過去の地理認識と、令制国の区分に従う国司の地理認識をすり合わせた結果がこの都太岐条なのではないか。あるいは、讃伎日子神ひいては讃岐勢力への反感という点で、都太岐条と法太里条・法太里甕坂条は共通しており、そのため併せて収録したいという事情があつたのかもしれない。いずれにせよ、氷上刀売と讃伎日子神の鬮争に本来無関係である建石命が登場し、氷上刀売に「雇」われることで、記事と都太岐という播磨国の土地を繋ぐ役割を果たしていると考えられるのである。

## 五 結び

本稿では、当該神話記事に雇用関係が記された理由を分析し、編述者がどのように当該記事を作成したかについて考察を行った。

「雇」うということとは、誰かを無償ではなく有償で使役するということであり、そこには外部の価値観や他文化性が存在している。雇用関係の多くは実務的な文章中によく見られることから、神話においてもそれを反映するような、律令時代的な思考のもとに編述が行われていると考えられる。そのような編述は、在地の人間によってではなく、外部から来た実務的な発想と俯瞰的な視点を持った官人によって行われたと考察した。

ただし、国司が一から創作したものではなく、元になった何かしらの在地の伝承を踏まえて再解釈・翻案が行われた可能性がある。都太岐条の雇用関係は、地域の神話と律令国制における播磨国とを結びつけるための装置のようなものであり、それによって都太岐条は『播磨国風土記』の記事として成り立ったと考えられるのである。

※本稿における『播磨国風土記』・『古事記』・『日本書紀』の本文は日本古典文学大系本、『続日本紀』は新日本古典文学大系本に拠った。また、『後漢書』『魏書』の本文、『漢書』の本文と顔師古注は中華書局本に拠った。律令の「雇」字の確認は国史大系本で行った。

※本文中の山括弧( )で囲んだ部分は分注にあたる。

※本稿は二〇一五年五月における上代文学会での発表を基にしている。

(1) 吉野裕訳『東洋文庫145 風土記』平凡社 一九六九年 二一頁 注一七六

(2) 植木直一郎校訂『大日本文庫 地誌篇 風土記集』春陽堂 一九三五年 七六頁

(3) 吉野裕訳 注1書 一二二頁 注一七七

(4) 數田年治注『標注播磨風土記』下巻 一八五五(安政元)年(明治二十年刊行) 一五頁

(5) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系2 風土記』岩波書店 一九五八年 三三五頁 注一六

(6) 小島櫻禮校注『角川文庫 風土記』角川書店 一九七〇年 一九〇頁 注七

(7) 小野田光雄著「播磨国風土記の成立について」『古事記 釈日本紀 風土記の文献学的研究』続群書類従完成会 一九九六年二月 六六七頁(三群区分説の初出は小野田光雄「播磨風土記の成立に関する一考察」『國學院雜誌』第五五号第三号 一九五四年十一月 七四〜七九頁)

(8) 飯泉健司『播磨国風土記神話の研究——神と人の文学』一二七頁

(9) 渡邊義浩・渡邊将智編『全譯後漢書』第十五冊 汲古書院 二〇〇八年 四八九頁

(10) 諸橋轍次著『大漢和辞典』卷十一 大修館書店 一九五九年(初版) 一九九四年(修訂第二版) 九九九〜一〇〇〇頁

(11) 『天理図書館善本叢書和書之部 日本書紀 兼右本 三』八木書店 一九八三年 一一〇頁

(12) 『古典資料6 日本書紀』すみや書房 一九六九年 一五三頁

(13) 正宗敦夫校訂『類聚名義抄 全參卷』第一卷・法下九二 風間書房 一九五四年 八四八頁

(14) 植垣節也『播磨国風土記注釈稿』(13)『風土記研究』第一六号 一九九三年六月 一〇八頁

(15) 上代語辞典編集委員会編『時代別国語大辞典 上代編』三省堂 一九六七年十二月 七六四頁

- (16) 中村幸彦・岡見将雄・阪倉篤義編『角川古語大辞典』第五巻 角川書店 一九九九年 七三八頁
- (17) 『日本国語大辞典』第二版 第十三巻 小学館 二〇〇二年 一五五頁
- (18) 印南郡含藝里酒山条、饒磨郡安相里長畝川条、揖保郡上岡里条、揖保郡鼓山条、揖保郡揖保里粒山(粒丘)条、揖保郡美奈志川(无水川)条、讚容郡条、宍末郡奪谷条、宍末郡伊奈加川条、宍末郡波加村条、宍末郡御方里条、神前郡聖岡里条、神前郡多駝里梗岡条、神前郡蔭山里青岡条、託賀郡都麻里条、託賀郡都麻里都太岐条(=当該条)、託賀郡都麻里伊夜丘条、託賀郡法太里条、賀毛郡起勢里奥江・黒川条の十九例。
- (19) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本古典文学大系16 続日本紀』五 岩波書店 一九九八年 三四〇頁 注八
- (20) 植垣節也『新編日本古典文学全集5 風土記』小学館 一九九七年 一九頁
- (21) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本古典文学大系14 続日本紀』三 岩波書店 一九九二年 二一九頁 注一八
- (22) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本古典文学大系13 続日本紀』二 岩波書店 一九九〇年 五二二頁 補注10-1
- (23) 「奈良文化財研究所 木簡データベース」での「雇」字検索結果は二〇一八年二月十四日の時点で八〇点 (<http://www.nabunken.go.jp/open/nokkan/nokkan.html>)。
- (24) 秋本吉郎校注 注5書 三三七頁 注三三
- (25) 松本直樹「巡行する神の伝承について——出雲国風土記を中心に——」『風土記研究』第三三号 二〇〇八年六月 二二頁
- (26) 植垣節也 注14 一〇九頁
- (27) 飯泉健司 注8 一三三頁
- (28) 小野田光雄著 注7書 六七頁
- (29) 飯泉健司 注8 一四六-一四七頁
- (30) 秋本吉郎校注 注5書 三三七頁 注三三

## 新刊紹介

内藤磐・内藤亮著

### 『難波津のウタ』

記紀伝承歌謡を文学的かつ史学的なアプローチで読み解く筆者内藤磐氏の、これまでの思索を結晶化させたような書である。

「難波津のウタ」とは、『古今和歌集』仮名序に「歌の父母の様にてぞ手習ふ人の初

めにもしける」としてあげられた、伝承的な性質をもつ古歌である。近年、考古学的成果としてこの歌が書かれた木簡、土器、寺社の柱が発見されており、仮名文学史の観点から、この事実は非常に注目される。本書は、出土物に歌を書きつける意味を考える中で、この歌の儀礼的役割を考察する。内藤磐氏の論考は、序章「ウタと少年期の想い出」とあるように、様々な話題から結論へと向かって行く。先輩の話を聴いて

いるようで楽しい。

一方、内藤亮氏の論考は「難波津のウタ」の書かれた寺院の造営を考古学的に考察し、それをベースに古代和歌に迫っていく。未知の部分をもとのように考えていくか、これが古代和歌文学の大きな壁となるが、史学・考古学的な視座をも取り入れ迫っていく本書は、様々な示唆を与えてくれよう。(二〇一八年一月 静学堂 A5判 三三三頁 本体三五〇〇円) (御手洗靖大)